

令和 8年 5月11日

お客さま各位

日高信用金庫

### 「当座勘定規定」改定のお知らせ

平素は、日高信用金庫をご利用いただき、誠にありがとうございます。  
さて、当金庫では、政府・産業界・金融界が一丸となって取り組んでおります「手形・小切手の全面的な電子化」に向けて、下記のとおり当座勘定の払戻しに払戻請求書による取扱いを開始することに伴い当座勘定規定を改定させていただきます。

なお、改定後の規定は、改定前からお取引いただいているお客様にも適用されますので、ご了承くださいますようお願い申し上げます。

#### 記

#### 1. 主な改定内容

当座勘定の払戻しに、当金庫所定の「払戻請求書」に記名・押印して提出する取扱いを追加します。

改定内容の詳細は、別紙「当座勘定規定新旧対照表」のとおり。

#### 2. 改定する規定

当座勘定規定

#### 3. 改定日

令和 8年 7月 1日（水）

以上

【当座勘定規定新旧対照表】

(改定箇所：朱字および下線部)

改 定 後	改 定 前
<p>第1条～第6条 (省略)</p> <p>第7条 (手形、小切手<u>等</u>の支払)</p> <p>(1) 小切手が支払のために呈示された場合、または手形が呈示期間内に支払のため呈示された場合には、当座勘定から支払います。なお、届出の代理人が自己の名義で振出した小切手、約束手形または引受けた為替手形についても、この当座勘定から支払います。</p> <p>(2) 前項の支払にあたっては、手形または小切手の振出しの事実の有無等を確認すること(その旨について書面の交付を求めることを含みます)があります。</p> <p>(3) 小切手または手形の支払いの委託を取消す場合には、振出または引受け名義のいかんにかかわらず、本人または代理人のいずれからでも届出ることが出来るものとします。なお、届出は書面によってください。</p> <p>(4) 当座勘定の払戻しの場合には、本人または代理人が自己の名義で振出した小切手を使用<u>または、届出の印章により当金庫所定の払戻請求書に記名押印して提出してください。</u></p> <p>(5) 前項の払戻しに払戻請求書を使用する場合には、当該当座勘定の払戻しを受けることについて正当な権限を有することを確認するための本人確認等の手続きを求めることがあります。この場合、当金庫が必要と認めるときは、この確認ができるまでは払戻しを行わないことがあります。</p>	<p>第1条～第7条 (省略)</p> <p>第7条 (手形、小切手の支払)</p> <p>(1) 小切手が支払のために呈示された場合、または手形が呈示期間内に支払のため呈示された場合には、当座勘定から支払います。なお、届出の代理人が自己の名義で振出した小切手、約束手形または引受けた為替手形についても、この当座勘定から支払います。</p> <p>(2) 前項の支払にあたっては、手形または小切手の振出しの事実の有無等を確認すること(その旨について書面の交付を求めることを含みます)があります。</p> <p>(3) 小切手または手形の支払いの委託を取消す場合には、振出または引受け名義のいかんにかかわらず、本人または代理人のいずれからでも届出ることが出来るものとします。なお、届出は書面によってください。</p> <p>(4) 当座勘定の払戻しの場合には、本人または代理人が自己の名義で振出した小切手を使用してください。</p> <p>(新設)</p>
<p>第8条～第11条 (省略)</p> <p>第12条 (手数料等の引落し)</p> <p>(1) 当金庫が受取るべき貸付金利息、割引料、手数料、保証料、立替費用、その他これに類する債権が生じた場合には、小切手<u>または払戻請求書</u>によらず、当座勘定からその金額を引落すことができるものとします。</p> <p>(2) 当座勘定から各種料金等の自動支払をする場合には、当金庫所定の手続きをしてください。</p>	<p>第8条～第11条 (省略)</p> <p>第12条 (手数料等の引落し)</p> <p>(1) 当金庫が受取るべき貸付金利息、割引料、手数料、保証料、立替費用、その他これに類する債権が生じた場合には、小切手によらず、当座勘定からその金額を引落すことができるものとします。</p> <p>(2) 当座勘定から各種料金等の自動支払をする場合には、当金庫所定の手続きをしてください。</p>
<p>第13条～第16条 (省略)</p>	<p>第13条～第16条 (省略)</p>
<p>第17条 (印鑑照合等)</p> <p>(1) 手形、小切手、<u>払戻請求書</u>または諸届け書類に使用された印影または署名(電磁的記録により当金庫に画像として送信されるものを含み</p>	<p>第17条 (印鑑照合等)</p> <p>(1) 手形、小切手または諸届け書類に使用された印影または署名(電磁的記録により当金庫に画像として送信されるものを含みます)を、届出</p>

改 定 後	改 定 前
<p>ます)を、届出の印鑑(または署名鑑)と相当の注意をもって照合し、相違ないものと認めて取扱いましたうえは、その手形、小切手、<u>払戻請求書</u>、諸届け書類につき、偽造、変造その他の事故があっても、そのために生じた損害については、当金庫は責任を負いません。</p> <p>(2) 手形、小切手として使用された用紙(電磁的記録により当金庫に画像として送信されるものを含みます)を、相当の注意をもって第8条の交付用紙であると認めて取扱いましたうえは、その用紙につき模造、変造、流用があっても、そのために生じた損害については、前項と同様とします。</p> <p>(3) この規定および別に定める手形用法、小切手用法に違反したために生じた損害についても、第1項と同様とします。</p> <p>第18条～第32条(省略)</p> <p style="text-align: right;">以上</p> <p style="text-align: center;"><u>令和8年7月1日改正</u></p>	<p>の印鑑(または署名鑑)と相当の注意をもって照合し、相違ないものと認めて取扱いましたうえは、その手形、小切手、諸届け書類につき、偽造、変造その他の事故があっても、そのために生じた損害については、当金庫は責任を負いません。</p> <p>(2) 手形、小切手として使用された用紙(電磁的記録により当金庫に画像として送信されるものを含みます)を、相当の注意をもって第8条の交付用紙であると認めて取扱いましたうえは、その用紙につき模造、変造、流用があっても、そのために生じた損害については、前項と同様とします。</p> <p>(3) この規定および別に定める手形用法、小切手用法に違反したために生じた損害についても、第1項と同様とします。</p> <p>第18条～第32条(省略)</p> <p style="text-align: right;">以上</p> <p style="text-align: center;">令和6年2月21日改正</p>